○文部科学省告示第五十九号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）第五条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示（平成二十年文部科学省告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　文部科学大臣　松野　博一

表平成十九事業年度以前の項中「二十五年」を「二十六年」に改める。

附則中「、平成二十五事業年度、平成二十六事業年度、平成二十七事業年度及び平成二十八事業年度」を「から平成二十九事業年度までの各事業年度」に改める。

○文部科学省告示第六十号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条の四（同令第七十九条、第七十九条の六及び第百八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第百三十二条の五の規定に基づき、同令の規定による特別の教育課程について次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　文部科学大臣　松野　博一

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第五十六条の四（同令第七十九条、第七十九条の六及び第百八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第百三十二条の五に規定する学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）、中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十六号）を踏まえつつ、次に定めるところにより、当該特別の教育課程を編成することができるものとする。

1　特別の教育課程は、小学校学習指導要領若しくは中学校学習指導要領に定める各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間若しくは特別活動（以下「各教科等」という。）又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に定める各教科等若しくは自立活動の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。

2　中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校学習指導要領に定める各教科等又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に定める特別支援学校の小学部の各教科等若しくは自立活動の内容の一部を取り扱うことができるものとする。

3　特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第六十一号

沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第二十七条の規定に基づき、沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　文部科学大臣　松野　博一

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年文部科学省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十七年度」を「平成二十九年度」に改める。

前文中「又は幼保連携型認定こども園」を「、幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。以下同じ。）」に、「附則第八条第一項に規定する保育所等」を「附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改め、「又は沖縄県の区域において行われる特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下同じ。）を利用する児童」を削り、「平成二十七年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

第二号中「高等学校」の下に「又は専修学校」を加える。

第五号中「又は特定保育事業を利用する児童」を削る。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省・経済産業省告示第二号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十九年三月三十一日　文部科学大臣　松野　博一
経済産業大臣　世耕　弘成

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則

電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十八年文部科学省・経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

第九条第一項第三号中「$\alpha\times\frac{1}{4}$」を「$\alpha\times\frac{2}{5}$」に改め、同項第五号イ中「当該金額の二分の一」を「当該金額の五分の四」に改め、同条第三項中「$\frac{1}{4}$」を「$\frac{2}{5}$」に改める。

第十条第六項中「廃止される日」の下に「（当該発電用施設等を設置した発電事業者が発電事業を廃止したとき（当該発電用施設等をその発電事業者が他の発電事業者へ承継したときを除く。）は、その廃止した日）」を加える。

第十一条第一項第四号中「で定める核燃料物質を貯蔵するための設備」を「又は研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第三条第一項第二号ニに規定する核燃料物質の貯蔵設備」に改め、同号の算式を次のように改める。

$(F_0-1.48\times r_0)\times 400{,}000\times\alpha$

F_0は、対象使用済燃料（使用済燃料であって、申請年度の前々会計年度の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（以下この条及び別表第十五において「対象期間」という。）の末日（以下この条において「基準日」という。）において原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものが設置されている事業所に現に貯蔵されているものをいう。ただし、基準日において当該原子炉に初めて装荷された燃料の一・四八炉心分の重量を超えて当該事業所に現に貯蔵されている場合に限る。以下この条及び第三十一条において同じ。）であって、当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているもののうち当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備が設置されている試験研究用等原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

r_0は、当該試験研究用等原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

αは、$F_0-1.48\times r_0$が0以下の場合には0とし、それ以外の場合には1とする。

第十二条第九項中「廃止の日」の下に「（当該発電用施設等を設置した発電事業者が発電事業を廃止したとき（当該発電用施設等をその発電事業者が他の発電事業者へ承継したときを除く。）は、その廃止した日）」を加える。